

○使用料及び手数料条例(抜粋)

別表第二(第三条第二項)

財産又は事務の種類	使用料等の名称	区分	単位	額
千葉県立都市公園条例	都市公園使用料	行商、出店その他これらに類するもの	一平方メートル一日につき	百十八円
		業としての写真撮影	一人一日につき	八百四十七円
		業としての映画撮影	一日一件につき	一万七千二百八十円
		競技会、展示会その他これらに類する催し	一平方メートル一日につき	十六円
		公園施設を設置する場合	一平方メートル一月につき	百四十五円
	都市公園占用料	電柱類(支線及び支線柱を含む。)	一本一年につき	千百円
		電線	十メートル一年につき	二十円
		水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径二十センチメートル未満のもの	一メートル一年につき 八十円
			外径二十センチメートル以上四十センチメートル未満のもの	一メートル一年につき 百六十円
			外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	一メートル一年につき 三百九十円
			外径一メートル以上のもの	一メートル一年につき 八百円
		通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	一平方メートル一月につき	三十円
		郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所及びこれらに附属する物件	一平方メートル一月につき	六十五円
		競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	一平方メートル一日につき	二十円
		標識	一個一月につき	四百六十五円
		食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫	一平方メートル一月につき	六十五円
		災害応急対策に必要な耐震性貯水槽及び発電施設で地下に設けられるもの	一平方メートル一月につき	三十円
		太陽電池発電施設	一平方メートル一月につき	三十円
		環境への負荷の低減に資する発電施設、防火用貯水槽、蓄電池、水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの	一平方メートル一月につき	三十円
		橋、道路、鉄道若しくは軌道で高架のもの又は索道若しくは鋼索鉄道	一平方メートル一月につき	三十円
		天体、気象又は土地観測施設	一平方メートル一月につき	六十五円
		工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	一平方メートル一月につき	四十円
		保育所その他の社会福祉施設(通所のみにより利用される社会福祉施設に限る。)	一平方メートル一月につき	土地の評価価格の千分の三

(摘要) 一 一日、一月、一メートル、十メートル又は一平方メートル未満の端数は、それぞれ、一日、一月、一メートル、十メートル又は一平方メートルとみなす。
 二 一年を単位とする場合において、一年未満の端数は、月割計算とする。この場合において、一月未満の端数があるときは、前号の規定を適用する。

千葉県立都市公園条例(抜粋)

別表(第十四条の七第三項)

都市公園の名称	利用料金の名称	区分	単位		額の範囲
千葉県立幕張海浜公園	日本庭園利用料	一般	一人一日一回につき		百十円以内
		小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の児童並びに中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)及び高等学校の生徒	一人一日一回につき		五十円以内
	茶室利用料	広間	午前九時から 午前十二時まで		六千百円以内
			午後一時から 午後四時まで		六千百円以内
			午後六時から 午後九時まで		七千三百二十円以内
			午前九時から 午後四時まで		一万二千二百十円以内
			午後一時から 午後九時まで		一万三千四百四十円以内
			午前九時から 午後九時まで		一万九千五百五十円以内
		小間	午前九時から 午前十二時まで		三千四十円以内
			午後一時から 午後四時まで		三千四十円以内
			午後六時から 午後九時まで		三千六百四十円以内
			午前九時から 午後四時まで		六千八十円以内
			午後一時から 午後九時まで		六千六百九十円以内
			午前九時から 午後九時まで		九千七百四十円以内
		立札席	午前九時から 午前十二時まで		四千二百二十円以内
			午後一時から 午後四時まで		四千二百二十円以内
			午後六時から 午後九時まで		五千七十円以内
			午前九時から 午後四時まで		八千四百六十円以内
			午後一時から 午後九時まで		九千三百円以内
			午前九時から 午後九時まで		一万三千五百三十円以内
		附帯施設(茶庭)	午前九時から 午前十二時まで		二千九百三十円以内
			午後一時から 午後四時まで		二千九百三十円以内
			午前九時から 午後四時まで		五千八百七十円以内
	駐車場利用料	大型自動車及び中型自動車	一台一日一回につき		二千四百円以内
		準中型自動車及び普通自動車	一台一日一回につき	一回の利用時間が八時間以内の場合	六百円以内
				超過時間一時間までごとに	百円以内

(摘要) 二 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車とは、それぞれ道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第二条の表に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車をいう。